不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>集会所利用許可の取消し等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>市民生活部地域活動推進課地域活動推進係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立集会所条例第７条第１項
（利用許可の取消し等）
第７条　市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
⑴　不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
⑵　第５条第３項に規定する条件又は指示に違反したとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td>新座市立集会所条例第５条第３項
（利用の許可）
第５条　　略
２　　略
３　市長は、第１項の許可をする場合において当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　次に該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、許可の利用条件を変更し、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。
⑴　不正な手段によって利用の許可を受けたとき
⑵　第５条第３項に規定する条件又は指示に違反したとき。
２　上記⑴又は⑵に該当する場合を例示すると、次のとおりとなる。
⑴　虚偽の記載により許可を受けた場合
⑵　利用に関する条件を守らない場合
⑶　その他上記⑴、⑵に準じると認められる場合
３　集会所の管理上特に必要がある場合を例示すると、次のとおりとなる。
⑴　災害時に緊急避難場所として使用する場合
⑵　緊急工事等を行う場合
⑶　その他上記⑴又は⑵に準じると認められる場合</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>市は、利用権者が利用の取消し等により損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。（第７条第２項）</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>